

令和7年4月8日（改訂）

伊万里市立黒川小学校いじめ防止基本方針

伊万里市立黒川小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「伊万里市立黒川小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

（H25.6.28 いじめ防止対策推進法から）

学校では「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

本校における、いじめ防止等の対策に関する基本的な姿勢は、以下の通りである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域・そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめを未然に防止するために

(1)いじめ未然防止の取組

①道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

②児童の自主的な取組への支援

児童が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう児童会活動などの特別活動を充実させる。

③いじめ防止強化月間の設定

「いじめ防止強化月間」を設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

④インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

児童の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

⑤家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りや育友会総会等を通じて、いじめが児童の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

⑥心を耕す活動を行う特設時間の設定

隔週月曜朝の「のびっこタイム」において、ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターなどを行い、児童の心を耕す取り組みを行う。

(2)いじめ未然防止の取組の留意点

①学校づくり

「伊万里市いじめ防止基本方針」を基に、学校の全教育活動を通じて、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進する。そのために、児童・教職員・保護者がより良く連携し、一丸となって、いじめ未然防止に努める。

②家庭づくり

家庭は、子どもたちの心の変化を見逃さず、挨拶と笑顔、そして親子の会話を大切にする心の居場所としての家庭づくりを目指す。

③まちづくり

子どもたちを取り巻く地域の人が、子どもたちの心の問題に目を向け、心豊かな生活を送ることができる地域づくりを目指す。

3 いじめの早期発見の取組について

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

(1)相談体制の整備

①担任による面談

教育相談週間を設け、個人面談を行い、学校での生活状況について話し合う。気になる状況については、職員、保護者等により情報を共有し、適切に対応する。

②スクールカウンセラーによる面談

スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に周知する。

③相談窓口の充実

学校便りや学校ホームページ上に、相談メールを受け付けるアドレスや電話番号を掲載する。相談を受けた者は、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに対策委員会を開催し対応する。

(2)いじめに関するアンケート調査

① 県の標準様式及び学校生活アンケート調査を活用し、定期的（6月・11月）にアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。

② 教育相談週間や定期のいじめアンケート以外の月に、学校独自の「生活アンケート」を実施し、実態把握を行う。

4 いじめ事案への早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1)いじめ発生時の対応

①いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直に対策委員会を開催し、聞き取り調査等を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

②いじめの認知

いじめの定義に従いいじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。また、認知後1週間を目途に教育委員会にいじめ第2報を行う。

(2)重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に第3報を行うとともに連携して事案に対応する。

(3)いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、1か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を3か月継続すれば「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

5 校内体制について

学校基本方針にそって学校全体としていじめの未然防止に取り組む。

いじめ覚知後は、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、必要な組織を設置し、速やかに対応する。

(1)「いじめ防止対策推進法」に基づく対策委員会の設置（第22条委員会）

○「学校いじめ対策委員会」の設置

（委員）校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、該当担任、学校運営協議会

※事案によって、専門機関や関係機関との連携を図りながら対応する。

（活動）① 定例対策委員会 — いじめの状況や日頃の予防対策等についての協議

- ・ いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ・ いじめの未然防止・早期発見の具体策検討
- ・ いじめに関する校内研修会の企画・実施
- ・ 年間計画の作成・実践・検証

② 事案発生時の対策委員会 — 事案の検証や解決策についての協議

- ・ いじめ事案発生時の検証（覚知と認知・重大事案，市教委との連携等）
- ・ 家庭や関係機関等との連携

（開催）定例開催を行う。また、事案発生時は、速やかな開催に努める。

(2)「職員会議」・「生活相談会」・「連絡会」の開催

全教職員が参加し、いじめに関する情報を共有化し、現状と対策・日々の指導方針・具体的な指導内容等について共通理解を図る。

(3)職員研修

年度初め … いじめの定義、対応についての研修会

夏季休業中 … いじめへの対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会等

年度末 … いじめ防止等の取組課題、次年度の取組についての研修会等

(4)取組体制の点検及び評価

①学校評価の活用

学校評価に「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善に生かす。